議案1

## 令和7年度 府中町公共交通協議会収支予算(案)について

#### 1 目的

デマンドタクシーうぐいす号は地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金を活用して運行する交通モードです。令和6年度まで、その補助金は、交通事業者の銀行口座に振り込まれていました。しかし<u>令和7年度以降は、公共交通協議</u>会の口座に振り込まれる形に変更となります。

今後協議会でお金のやり取りが発生することから、昨年度の第14回協議会では規約の改定及び財務規程の制定を行いました。また、財務規程制定後に事務局側で協議会の口座を開設いたしました。

本議案では、事務局側で作成いたしました令和7年度府中町公共交通協議会 収支計画(案)についてご審議いただきます。

なお、現時点では、うぐいす号の国庫補助金を協議会の口座で受け入れ、その 補助金を事業者の口座に入金することのみを行う予定です。

## 2 資料

- 令和 7 年度府中町公共交通協議会収支予算(案)(P4)
- 府中町公共交通協議会財務規程(P5-P6)

# 令和7年度 府中町公共交通協議会収支予算(案)

## ○歳入

(単位:円)

款	項	B	令和7年度 予算額	説明
1 補助金	1 補助金	1 補助金	1,800,000	地域内フィーダー系統確保維 持費国庫補助金
2 町負担金	1 負担金	1 負担金	0	
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金	0	
4 諸収入	1 諸収入	1 諸収入	0	
	合 計		1,800,000	

## 〇歳出

(単位:円)

\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \				
款	項	B	令和7年度 予算額	説明
1 運営費	1 会議費	1 会議費	0	
	2 事務費	1 事務費	0	
2 事業費	1 事業費	1 事業費	1,800,000	地域内フィーダー系統確保維 持費国庫補助金
3 予備費	1 予備費	1 予備費	0	
合 計			1,800,000	

#### 府中町公共交通協議会財務規程

#### (趣旨)

第1条 この規程は、府中町公共交通協議会規約(以下「規約」という。)第13条の規定に基づき、府中町公共交通協議会(以下「協議会」という。)の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### (予算)

- 第2条 協議会の予算は、補助金、町からの負担金、繰越金及びその他の収入をもって歳入とする。また、協議会の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。
- 2 協議会の会長(以下「会長」という。)は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前又は、 年度初回の協議会に諮るものとする。
- 3 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。
- 4 協議会の出納は翌年度の5月31日をもって閉鎖する。

#### (予算の補正)

**第3条** 会長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要が生じたときは、これを 調製し、速やかに協議会に諮るものとする。

#### (予算区分)

- 第4条 歳入予算の区分は、別表第1のとおりとする。
- 2 歳出予算の区分は、別表第2のとおりとする。
- **3** 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2を変更することができる。

#### (予算の流用及び予備費の充用)

- 第5条 歳出予算の流用及び予備費の充用は、会長の決定によるものとする。
- **2** 会長は、前項の規定により歳出予算の流用又は予備費の充用をしたときは、当該会計年度の末日までに協議会に報告しなければならない。

#### (出納及び現金等の保管)

- 第6条 協議会の出納は、会長が行う。
- 2 協議会に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

#### (協議会出納員)

- 第7条 会長は、協議会の事務局職員のうちから協議会出納員を命ずることができる。
- 2 協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他会計事務をつかさどる。

#### (収入及び支出の手続)

- 第8条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続は、府中町の例により行うものとする。
- 2 協議会出納員は、次の各号に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。
- (1) 予算整理簿
- (2) 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊

#### (決算等)

**第9条** 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく、協議会の決算を調製し、協議会の承認を得るものとする。ただし、歳入・歳出ともなかった年度については、決算の調製及び、協議会の承認を得ることを省略することができる。

**2** 会長は、前項の承認を得るにあたっては、規約第 12 条の監事の監査を受け、その結果 を添えなければならない。

#### (補則)

**第10条** この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に 定める。

### 附則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

#### 別表第1(第4条関係)

#### 歳入予算の区分

款	項	目
1 補助金	1 補助金	1 補助金
2 町負担金	1 負担金	1 負担金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 諸収入	1 雑入

#### 別表第2(第4条関係)

### 歳出予算の区分

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
1 建呂貫	2 事務費	1 事務費
2 事業費	1 事業費	1 事業費
3 予備費	1 予備費	1 予備費